

# 一般財団法人前川ヒトづくり財団 21 定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人前川ヒトづくり財団 21（英文名 Mayekawa PlatinumInnovative Creation）とする。

(事業所)

第 2 条 この法人は主たる事務所を東京都江東区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、若年労働力の減少と長寿命化さらには労働期間が長期化する社会にあって、勤労者が生涯にわたり企業で活躍するための能力開発と、とりわけ高齢者が長年の経験と工夫により蓄積した潜在能力を活用できる環境の研究とその普及をもって、勤労者の生涯雇用（長期雇用）の推進と失われつつある日本型共同体の再建及び日本社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯現役に寄与する能力開発研究と生涯にわたる能力活用の場の研究の支援を目的とする助成
- (2) 生涯現役に寄与する能力開発と能力活用の場の普及・啓蒙を目的とする研修会の開催と情報の発信
- (3) 生涯現役に寄与する能力開発と能力活用の場の調査研究事業
- (4) 企業(組織)内生涯現役で活躍し続けるための研修・相談・助言事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国で行うものとする。

## 第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 172 条第 2 項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するため善良な管理者の注意をもって管理しなけれ

ばならず、基本財産を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の運用管理)

第6条 この法人の財産の運用及び管理は、理事会が別に定める資産運用規程によるものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、報告を行い、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 各評議員に対して、評議員会1回の出席に対し2万円を報酬として出席の都度、支給する。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

3 評議員に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 決算及び事業報告の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内、1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 18 条 理事長は、評議員会の開催日の 3 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条第 1 項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 理事及び監事

(理事及び監事の設置)

第 22 条 この法人に、次の理事及び監事を置く。

(1) 理事 6 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち理事長を 1 名置く。専務理事は 1 名置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事及び監事の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他と特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 理事長並びに専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事及び監事の報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の役員のパ賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事の選定及び解職
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 113 条に規定された損害賠償の一部免除の決定

(開催)

第 32 条 理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第 34 条 理事長は、理事会の開催日の 3 日前までに、理事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条の規定により準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 会員

(会員)

第 38 条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員規約による。

## 第 9 章 事務局

(事務局及び職員)

第 39 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条、及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 41 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条で定められた事由その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第 42 条 この法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産（当該残余財産が当該公益目的残余財産を下回っているときは、当該残余財産）については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 239 条の規定にかかわらず、内閣府令の定めるところにより、評議員会の決議の後、認可行政庁の承認を受けて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に規定する者に帰属させる。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人に贈与するものとする。

3 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事（理事長、専務理事）は、次に掲げる者とする。

理事長 前川正雄

専務理事 加茂田信則



(制改定)

1. 平成 25 年 4 月 1 日 制定
2. 平成 25 年 7 月 18 日 改定
3. 平成 26 年 8 月 21 日 改定
4. 平成 28 年 12 月 1 日 改定
5. 平成 30 年 3 月 13 日 改定  
平成 30 年 4 月 1 日 施行